Question

9

与信先のリスク管理

Q. 与信先のリスクにはどのようなものがあり、それに対してはどう対応すればいいか?

要旨 一般に与信管理の「リスク」は倒産や焦げ付きといった損失・損害を指します。売上債権の回収リスクだけでなく、仕入先が突然廃業になって、商品の材料が手に入らなくなる、委託先など協力会社の廃業によって他社へ依頼しコスト上昇のリスクも考えられます。

ここでは主に売掛債権の回収リスクと対応策について解説します。

解説

1. リスクマネジメント

リスクマネジメントには大きく二つの対策があります。一つはリスクコントロール、もう一つはリスクファイナンスです。リスクコントロールにより、損失を削減し、リスクファイナンスを実行することにより効果的な対策となります。

リスクコントロールとは、損失の発生頻 度と大きさを削減する方法であり、手段と して①回避、②損失防止、③損失削減、④ 分離・分散があります。

リスクファイナンスは、損失を補てんするために金銭的な手当てをする方法です。 保険等で第三者に金銭的なリスクを移転する(負担させる)「移転」と、資金の積み立て等を行い、損失を自己負担する「保有」に分かれます。

2. 未回収リスク

利益率 10%の取引で 1,000 万円の貸倒れが発生した場合、さらに 1 億円の売上が必要になります。貸倒れの発生によりさらなる販売への営業努力が必要になります。予定していた入金がなくなることで資金繰りにも影響し、最悪の場合、連鎖倒産になる

可能性もあります。貸倒れにならなくても 遅延による支払い不能が発生し「黒字倒産」 となる場合もあります。売掛債権の未回収 は資金繰りへの影響だけでなく、業績の悪 化、督促の手間、業界内での印象悪化、連 鎖倒産といったことにもつながります。こ れらを回避するためにも事前の管理が重要 になります。

3. 対応策

主要取引先については与信限度額を設定し、順守の徹底を行います。設定手順として、①情報収集・分析、②信用調査会社など外部情報の活用、③与信限度額の設定、④定期的な情報収集と見直し、となります。自社の体力、取引先の業況などを総合的に判断して限度額を設定します。取引中は回収状況の把握や変化の兆候を見逃さないことも重要です。また、不測の事態に備え、契約書の内容確認など弁護士にも協力してらいます。貸し倒れに備えた公的制度の活用も有効です。







与信リスクの種類と対策 ~分散と保全~

<ご提案のポイント>

- ・取引開始前のリスク管理は信用調査を実施し、相手の状況を可能な限り把握します。
- ・特定の取引先に偏ることで事故発生時に受ける影響が大きくなります。取引の分散 と取引額の制限を検討します。
- ・取引先が倒産した場合に備えて、貸倒引当金を積み債権保全を図り、さらに信用保 険や倒産防止共済制度に加入しておくなどの対策も必要です。

1. 信用リスク調査

信用リスク管理の基本は、取引先の信用リスクを調査し、リスクのある相手とは取引を しないようにするというものです。必ず信用調査を行うようにします。

2. 取引先の分散、取引額の制限

主要取引先が、偏り過ぎていると、その取引先の業績によって自社の事業が大きく影響されることになり、ひいては連鎖倒産のリスクが増大します。取引のリスク最小化、倒産への事前の対応策の視点から最初に検討すべきことは、「取引先の分散」です。取引ごとに、信用力に応じた取引拡大を申し入れることを検討します。並行して、新規取引先の獲得によって販売先の分散を図ります。

一般に「与信枠」とか「クレジットライン」と呼んでいますが、取引先ごとに取引限度額を設けます。売上高の確保という問題と密接にからんできますので、取引の重要性や信用力に応じて総合的に判断する必要があります。無制限に取引を拡大することにはリスクがつきまとうものだということを認識します。与信枠は定期的に見直すことも重要です。

3. 倒産に備えた対応

万一、取引先が倒産した場合、事業に与える影響を最小限にするためには「貸倒引当金」を計上しておくこと、担保や保証を要求して「債権保全」を図っておくことも一つのやり方です。担保には、不動産や有価証券などがあります。

さらに、取引先が倒産して資金繰りが逼迫した場合に備えて、倒産防止共済制度などの 公的制度や民間保険などに加入しておくことも有効です。

そのほか、一時的な資金調達手段として、政府系金融機関には、セーフティネット貸付と呼ばれる社会的・経済的環境の変化などの外的要因によって影響を受けた中小企業者が利用できる緊急経営安定対応貸付の制度があり、信用保証協会が講ずるセーフティネット保証(経営安定化関連保証制度)などもあります。





